

食品ロスの削減に取り組む飲食店・宿泊施設・食料品小売店参加募集!


香川県では、食品ロスの削減に取り組んでいる店舗(飲食店、宿泊施設、食料品小売店)を認定・登録する『かがわ食品ロス削減協力店制度』を創設しました。

認定・登録した協力店については県のホームページ等で広く紹介しますので、ご応募お待ちしております。

●初回登録の締切 令和3年1月15日(金)まで

初回登録以降も随時受付・登録をいたしますが、初回登録されないと、香川県で最初の「食品ロス削減協力店」として知ってもらうことができません。

●申請方法

- ① 申請書を か  からダウンロードし、必要事項を記入
- ② 申請書類をメール、郵送、持参いずれかの方法で「香川県環境森林部 廃棄物対策課」へ提出
〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 E-mail haitai@pref.kagawa.lg.jp

●登録要件

下の取組項目を、1つ以上実践している飲食店、宿泊施設、食料品小売店

飲食店・宿泊施設

- ・小盛メニュー等の導入
- ・注文確認の工夫や食べ残しの把握
- ・食べ残し削減に向けた啓発活動
- ・食品廃棄物のリサイクル
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ
- ・その他の取組み

食料品小売店

- ・食べ残し削減に向けた啓発活動
- ・使い切りレジビ等の紹介
- ・ばら売り等の導入・充実
- ・手付かず食品の削減
- ・食品廃棄物のリサイクル
- ・その他の取組み



会食では約2割の料理が食べ残しに!

さんまる いちまる

「30・10運動」でエコな会食を!



適量を注文して
みんなで味わおう!



会食時に、最初の30分と終わりの10分間を目安に、自分の席で食事を楽しむ時間とし、食べ残しを減らす運動で全国的に取り組まれています。

食品ロス削減
推進キャラクター たるる

食べ残し(食品ロス)は環境負荷・経済損失として、もはや見逃せないものです。職場や家庭での節電・省エネと同様に食品ロスの削減に取り組むことが求められています。幹事さんはウイズコロナでの会食4箇条で名幹事を目指しましょう。

- ウイズコロナでの会食4箇条
- その1:出席者の年齢や好みに応じた適量注文!
 - その2:最初の30分と終わりの10分を目安に食事を楽しむ時間を設けよう!
 - その3:感染防止策を表示・実施しているお店を利用し、三密を避けよう!
 - その4:幹事さんは「食べ残しのないように!」と声掛けしよう!

【お問い合わせ】香川県環境森林部 廃棄物対策課 087-832-3223

香川県くらし安全安心課からのお知らせ



平成30年4月に施行された「香川県自転車の安全利用に関する条例」では、自転車の安全利用に関し、事業者が実施すべきことが定められています。その中の一つが、自転車損害保険等への加入です。

事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させる場合は、その自転車の利用について自転車損害保険等に加入するよう努めなければなりません。

一般的には、従業員が個人で加入している個人賠償責任保険では、業務で自転車を使用しているときに発生した事故は補償されません。そのため、業務中の自転車事故に備えるには、事業者が賠償責任保険に加入する必要があります。

事業者向けの保険としては、施設賠償責任保険(業務遂行中の事故に備えた保険。名称は保険会社によって異なります)、TSマーク付帯保険(自転車の車体に付帯した保険)があります。

従業員が、自転車で配達中に、通行人とぶつかり、けがをさせてしまったら…。業務中の自転車事故は、事業者が賠償責任を問われる場合もあります。そんなもしもが起きる前に、業務中の自転車事故が補償される保険に加入しておきましょう!

【お問い合わせ先】香川県くらし安全安心課 087-832-3230